

国立大学法人滋賀大学情報セキュリティ基本規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人滋賀大学情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、本学の情報セキュリティに関し、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学情報システムを運用、管理及び利用する全ての者に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム 情報の作成、利用及び管理等のための仕組み（ハードウェア及びソフトウェアからなる情報機器並びに有線又は無線のネットワークをいう。）をいう。
- (2) 情報資産 情報システム及び情報システムに記録された情報並びに情報システムの開発及び運用に係るすべての情報をいう。ただし、別に定める場合を除き、情報は、第10号に定める電磁的記録に限る。
- (3) ポリシー 基本方針及びこの規程をいう。
- (4) 実施規程 ポリシーに基づいて策定される規程及び基準等をいう。
- (5) 手順 実施規程に基づいて策定される具体的な手順及びガイドラインをいう。
- (6) 利用者 本学の役員、教職員（非常勤教職員を含む。）、学生、研究生、科目等履修生その他本学の情報システムを利用する許可を受けて利用する者をいう。
- (7) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (8) インシデント 望まない単独若しくは一連の情報セキュリティ事象、又は予期しない単独若しくは一連の情報セキュリティ事象であって、事業運営を危うくする確率及び情報セキュリティを脅かす確率が高いものをいう。
- (9) 部局 国立大学法人滋賀大学における部局及び部局長に関する要項（平成16年4月1日制定）に規定する部局をいう。ただし、監査室の部局長は学長が指名する理事をもって充てる。
- (10) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により作成される記録で情報機器による情報処理の用に供されるものをいう。
- (11) 明示等 情報を取り扱う全ての者が、当該情報の格付けについて、共通の認識を持つことを目的として措置することをいう。

(最高情報セキュリティ責任者)

第4条 本学における情報セキュリティ対策の最高責任者として、最高情報セキュリティ責任者を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

- 2 最高情報セキュリティ責任者は、本学における情報セキュリティ対策に関する事項を統括するとともに、本学における情報セキュリティ対策の推進体制が十分機能するように管理する。
- 3 最高情報セキュリティ責任者に事故があるときは、最高情報セキュリティ責任者があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。
- 4 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティに関する専門的な知識等の助言を受けるために情報セキュリティアドバイザーを置くことができる。

(全学実施責任者)

第5条 本学に全学実施責任者を置き、情報基盤センター長をもって充てる。

- 2 全学実施責任者は、本学における情報セキュリティ対策の実施に関し総括する。

(情報セキュリティ委員会)

第6条 本学に情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事項を実施する。
 - (1) ポリシー、実施規程及び手順の制定及び改廃
 - (2) 情報セキュリティに関する啓発及び改善
 - (3) インシデントの再発防止に関する事項
 - (4) その他情報セキュリティに関する事項
- 3 委員会は、本学が自主的・自律的に行う情報セキュリティに係る諸活動の質保証の取り組みに関する次に掲げる業務を行う。
 - (1) 国立大学法人滋賀大学情報機構会議（以下「情報機構会議」という。）が定めた自己点検項目に従い、毎年、必要なデータを収集し自己点検を実施
 - (2) 毎年の自己点検結果を踏まえ、5年から7年に1度自己評価を実施

- (3) 自己点検・評価の結果及び外部者の意見等を踏まえ、改善が必要な場合には、改善計画を策定し、改善策を実施
- (4) 自己点検・評価結果、改善計画及び改善計画の進捗状況を情報機構会議に報告
(委員会の組織)

第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 最高情報セキュリティ責任者
- (2) 全学実施責任者
- (3) 学系から推薦された教員 各1人
- (4) その他最高情報セキュリティ責任者が必要と認める者

2 委員会の委員長は、最高情報セキュリティ責任者をもって充てる。
(委員の任期)

第8条 前条第1項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、最高情報セキュリティ責任者の任期の終期を超えることができない。

(委員会の事務)

第9条 委員会の事務は、関係部局の協力を得て、図書情報課において処理する。

(情報セキュリティインシデント対応チーム)

第9条の2 本学におけるインシデントに対応する組織として国立大学法人滋賀大学情報セキュリティインシデント対応チーム（以下「CSIRT」という。）を置く。

2 CSIRTに関し必要な事項は、別に定める。

(部局総括責任者)

第10条 各部局に部局総括責任者を置き、部局長をもって充てる。

2 部局総括責任者は、部局における情報セキュリティに関する啓発及び改善の実施並びに各種問題に対する処置を実施する。

(遵守義務)

第11条 本学情報システムを利用する者や運用の業務に携わる者は、ポリシーに沿って利用し、別に定める運用と利用に関する実施規程を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ監査責任者・監査)

第12条 本学情報システムのセキュリティを監査するため、情報セキュリティ監査責任者を置き、監査室長をもって充てる。

2 情報セキュリティ監査責任者は、本学情報システムのセキュリティ対策がポリシー、実施規程及び手順に従って実施されているかを監査し、その結果を委員会に報告するものとする。

(役割の分離)

第13条 情報セキュリティ対策の運用においては、次の役割を同じ者が兼務してはならない。

- (1) 承認又は許可事案の申請をする者とその承認又は許可をする者
- (2) 監査を受ける者とその監査を実施する者

(情報の格付け)

第14条 委員会は、本学情報システムで取り扱う情報について、機密性、完全性及び可用性の観点から当該情報の格付け及び取扱制限の指定並びに明示等の規程等を整備しなければならない。

(学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

第15条 最高情報セキュリティ責任者は、学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を防止する措置に関する規程等を整備しなければならない。

2 本学情報システムを運用、管理及び利用する全ての者は、学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を防止するために必要な措置を講ずる。

(情報システム運用の外部委託管理)

第16条 本学情報システムの運用業務の全て又はその一部を外部に委託する場合には、情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(リスク管理基本マニュアル等との整合)

第17条 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ関連規程の整備又は見直しを指示するに際し、当該規程が満たすべき要件として、リスク管理基本マニュアル及びリスク事象別個別マニュアルとの整合性の確保を含めるものとする。

(ポリシー及び実施規程の更新)

第18条 委員会は、第12条第2項の監査及び自己点検の結果並びに本学におけるインシデントを勘案し、定期的に情報セキュリティポリシー及び実施規程の更新を審議するものとする。

(罰則)

第19条 ポリシー、実施規程及び手順に違反した場合の利用の制限及び罰則は、それぞれの規程等に定めることができる。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、情報セキュリティに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年2月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 国立大学法人滋賀大学情報システム管理・運用規程及び国立大学法人滋賀大学情報システム運用リスク管理規程は廃止する。